

序章

瑞浪市環境基本計画の あらまし

序章では、瑞浪市環境基本計画を策定するにあたっての背景・社会情勢、本計画の役割や位置づけ、計画の期間、対象地域など、計画の前提や基本的な事項について整理します。

序章 瑞浪市環境基本計画のあらまし

序．1 環境基本計画策定の背景

瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、土岐市、恵那市など3市2町に接しています。古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のあるまちです。現在は国道19号、中央自動車道、JR東海中央本線などが整備され、名古屋市へ鉄道利用で40分の交通条件から、通勤圏となっています。また、中央自動車道瑞浪インターチェンジ周辺では、各種の文教・体育施設や公的研究機関の集積が図られています。

瑞浪市の環境行政においては、平成11年12月に「瑞浪市環境基本条例」が制定され、同条例の中で「環境基本計画の策定」が位置づけられました。平成14年3月、本条例に基づき瑞浪市環境基本計画（第一次）が平成23年度を目標年次として策定され、計画に基づき環境に関わる諸施策が進められてきました。

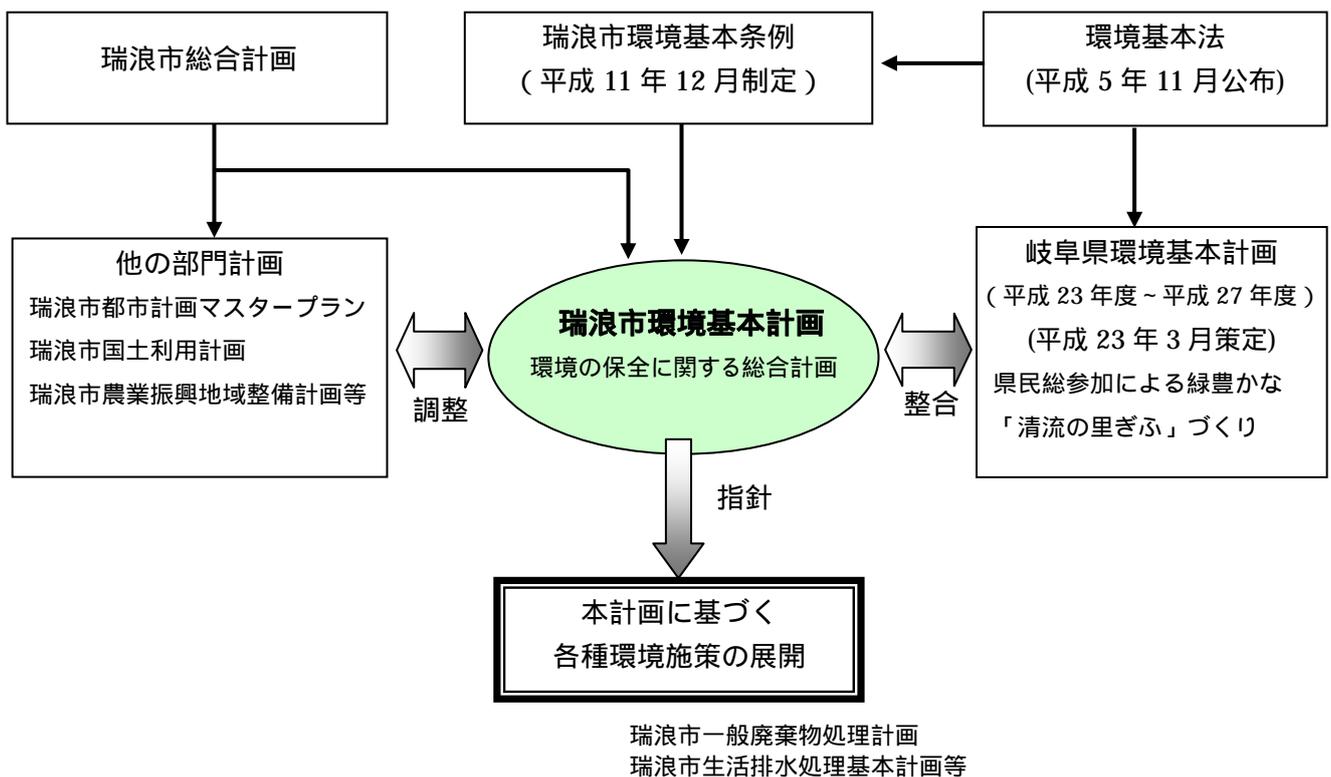
この間、環境を取り巻く情勢も変化し、国においては「温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)比で2020年(平成32年)までに25%削減」という国際公約をふまえ地球温暖化対策の様々な取り組みが進められています。また、生物多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のために、平成20年に「生物多様性基本法」が制定され、平成22年には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されるとともに、名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開かれ、名古屋議定書と平成23年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されるなど、生物多様性に向けた取り組みについても重要性が増しています。

以上のような計画策定の背景のもとに、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた瑞浪市の豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次の環境基本計画を策定することになりました。本計画においては、前計画の見直しを図りながら新たに施策体系を構築し、引き続き、多様な環境施策の持続的展開と発展を目指します。

序．2 環境基本計画の性格と役割

環境基本計画は、環境の保全、改善、創出に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市、市民、事業者の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境への負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

- 市政運営の道標となる瑞浪市総合計画を環境面で支える計画です。
- 長期的な視点に立って、瑞浪市が目指す環境保全の道筋を示すものであり、市民・事業者・市が共有する瑞浪市の環境保全への基本認識を示すものです。
- 環境基本計画は瑞浪市における今後の環境施策の基本方向を示すものであり、市が施行する他の部門における環境保全の関連事項は、本計画に示す方向に沿って、策定、推進を図るものとします。



序．3 計画期間と目標年次

第二次瑞浪市環境基本計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

なお、環境保全に対する社会情勢や科学技術の進歩、市民意識、社会ニーズの変化に合わせ、計画の実効性との調整から必要に応じ適宜見直しを図るものとします。

序．4 環境基本計画の対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象とする地域は瑞浪市全域とします。

(2) 対象とする主体

計画を実行していく主体は、「市民」、「事業者」、「行政」です。これらの各主体の参画と協力により、環境基本計画を推進していくものとします。

(3) 対象とする環境・活動

環境には様々な対象が含まれ、それらは相互に関連しあっています。環境基本計画は大きく次の5つの視点から定義した環境と活動を対象としていきます。

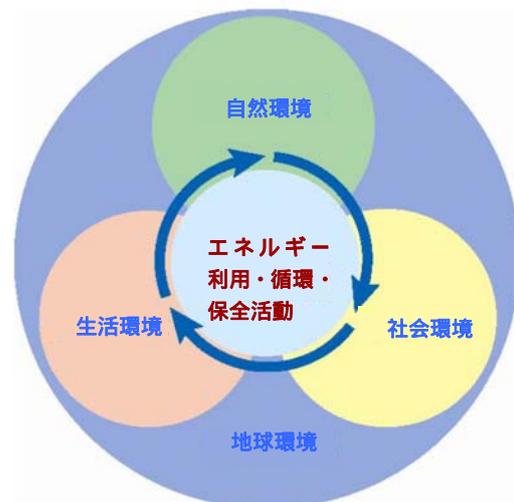
自然環境(身の回りに存在する空気や水、土、生物など生き物の生存の基盤をつくる環境)

社会環境(風土の中で継承された歴史・文化資源、農村やまち並みのたたずまいなど、固有の歴史・文化に根ざした環境や産業、交通、公園などの社会生活での環境)

生活環境(大気質、水質、騒音、悪臭、廃棄物など、人間が生活、活動することによって何らかの影響を受け、新たに公害などを発生する環境)

地球環境(市域の枠を超えた地球的規模での環境)

エネルギー利用・循環・保全活動(環境保全に向けた市民・事業者・行政の行動)



序. 5 環境基本計画の評価

先の基本計画（平成 14 年～平成 23 年）の進捗状況を把握し、達成度合いについて評価を行いました。評価はその達成度合いに応じて 4 段階で行いました。

基本目標 1 瑞浪市の原点である里山や田園、川の保全と修復を図る

項目	数値目標等	評価
公園の整備	公園面積の確保と、質の高い一町一公園づくり	
地域制緑地区域	自然公園や緑地保全地区など地域制緑地面積を維持・拡大	
優良農地の担保	優良農地の現状を維持・面積増	
有機農業実践農家数及び有機農産物生産量（出荷額）	有機農業に取り組む農家数と、それに伴う有機農産物生産量（出荷額）のより一層の増加	
瑞浪市農産物の地域消費量	地元農産物の地域消費量を増やしていく	
自然観察会の開催回数	年 4 回以上の自然観察会を市が開催	
希少動植物（RDB）リスト種	希少動植物の実態調査を行い、希少動植物の保護・育成に努める	

基本目標 2 市民一人ひとりの工夫を束ね、環境にやさしい瑞浪市を形成する

項目	数値目標等	評価
ごみ処理量の削減	一般廃棄物は、年間総ごみ処理量の 20% の削減。	
リサイクル率	資源のリサイクル率 23%。	
家庭における省エネルギー	1 世帯あたりの電力使用量を 5% 削減（2001 年度基準）、水使用量を 10% 削減（2001 年度基準）。	
公共施設におけるグリーン購入の普及率	公共施設における再生紙、再生作業用品などの利用普及を図り、グリーン購入の普及率を 100% とする。	
下水道の普及率	公共下水道の早期計画区域の完成。公共下水道エリア外の農村地域における農業集落排水事業の対象地区の早期完成。 下水道事業区域外の地区における合併処理浄化槽の早期普及。	

< 評価の記号について >

...成果を踏まえて発展的に推進していく項目

...達成に向けて更に継続していく項目

...改善の傾向にあるが、更なる努力が必要な項目

* ...改善に至っていない、または見直しが必要な項目

注) 「数値目標等」欄のゴシック文字は、数値目標等の要点を示しています。

項 目	数値目標等	評価
河川及び湖沼の水質	市内の河川及び湖沼における、全観測地点が環境基準を達成。	
騒音・振動	一般環境騒音測定調査地点における規制基準値の達成状況を全測定地点で維持。振動に関しては、特定建設作業における事前届出の徹底、審査、指導を強化し、振動の発生防止。	
大気汚染	二酸化硫黄と浮遊粉じんの測定値の環境基準の達成状況を、全調査地点で維持。二酸化窒素や光化学オキシダントについて、早期に測定体制を整えるとともに環境基準を達成。	
化学物質の汚染防止	環境ホルモンやダイオキシン類などの有害化学物質について、市内での監視体制を強化し環境基準を達成。	
悪臭	悪臭防止法で定める規制物質が規制基準値を達成。	

基本目標 3 瑞浪市らしい風土を活かし人とのふれあいができる快適環境を創出する

項 目	数値目標等	評価
美しい郷土景観の保全と創出	郷土景観ガイドラインの早期作成と瑞浪市 100 景の選定	*
祭りの参加者数	美濃源氏七夕まつりなど市内の祭りの参加者の増加	
環境保全活動に参加する市民団体数	環境保全活動に参加する市民団体の年々増加	

基本目標 4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現する

項 目	数値目標等	評価
環境リーダー育成	環境リーダーが市内各地区での育成	
環境教育に取り組む学校数	市内の全小・中学校で環境教育に取り組んでいく	
環境おしかけ講座の開催数	環境おしかけ講座の隔月 1 回程度の開催	
環境配慮事業所登録数	環境マネジメントシステム I S O 14001 認証取得事業所数 10 社以上。市でも環境マネジメントシステムを確立。	*

< 評価の記号について >

...成果を踏まえて発展的に推進していく項目

...達成に向けて更に継続していく項目

...改善の傾向にあるが、更なる努力が必要な項目

* ...改善に至っていない、または見直しが必要な項目

注)「数値目標等」欄のゴシック文字は、数値目標等の要点を示しています。